

小水力発電の導入に関する可能性調査業務委託に係る企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、「小水力発電の導入に関する可能性調査業務委託」に係る受託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査委員会

(1) 秋田県産業労働部内に、小水力発電の導入に関する可能性調査業務委託企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置き、審査委員会は次の4名で構成する。

- ① 秋田県産業労働部 クリーンエネルギー政策統括監
- ② 秋田県産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課長
- ③ 秋田県産業労働部 公営企業課長
- ④ 秋田県産業労働部 公営企業課 発電所建設室長

(2) 審査委員会の事務局は、秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課クリーンエネルギー推進チーム（以下「事務局」という。）に置く。

3 審査方法

- (1) 審査委員は、企画提案の参加者が提出した企画提案書の内容及び必要に応じ実施するヒアリングの内容に基づき審査する。
- (2) 書類審査に際し、提案内容の確認等が必要な場合は、事務局を通じて、企画提案の参加者に対して資料提供による補足説明等を求めることができる。
- (3) 審査委員は、次の基準に基づき、別添評価票（資料3－2）の各審査項目に評価点を付す。評価点に係数を乗じたものを得点とし、各審査委員の総得点の合計点数が最も高かった者を受託候補者、次に得点の高かった者を次点の候補者に決定する。得点が同一の場合は、審査委員の協議により決定する。

評価基準	特に良い	良い	普通（標準）	やや劣る	劣る
評価点	5	4	3	2	1

(4) 上記にかかわらず、最高点の者の合計点数が満点の 60 %に満たない場合、協議

により受託候補者として選定しないことがある。

(5) 企画提案の参加者が 1 者であっても、審査委員会の審査を実施する。

4 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組の評価

「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組については、審査委員会の審査によらず、事務局が次の基準に基づき評価を行う。

賃金水準の向上に係る取組の評価基準

評価項目	審査基準		配点	最大
	大区分	小区分		
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1. 50%以上	3	5
		2. 00%以上	4	
		3. 00%以上	5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	

※ 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行う。

女性の活躍推進に係る取組の評価基準

評価項目	審査基準			配点			
	大区分	小区分					
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100人以下の企業	女活法※2	各 0.25	最大 0.5		
			次世代法※2				
	法令に基づく認定	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1		1	最大 3		
		女活法※2	えるぼし	1.5			
			プラチナえるぼし	2			
		次世代法 ※2	くるみん	1.5			
			プラチナくるみん	2			
	秋田県知事表彰の受賞	若者雇用促進法※2	ユースエール	0.5			
		女性の活躍・両立支援企業表彰		各 0.5	最大 1		
		女性の活躍推進企業表彰					
		子ども・子育て支援知事表彰					
	男女共同参画社会づくり表彰						
計				5			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する企業を対象としています。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとします。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）